

不登校児童生徒の学び・育ちのための
フリースクール等への支援についての提言

近畿ブロック知事会

令和6年12月

不登校児童生徒の学び・育ちのためのフリースクール等への支援について

不登校児童生徒（国公立の小中学校）は、国全体でおよそ 35 万人と過去最多となっており、しかもコロナ禍も相まってここ数年で急増している。また、学校内外で相談を受けていない人の増加や欠席の長期化も進行している。さらに、不登校からひきこもりにつながる事例も少なくなく、不登校児童生徒支援は全国共通の喫緊の課題となっている。

そうした状況の中、不登校児童生徒への支援については、当該児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することをめざす必要があることから、学校内外における多様な学びの場や居場所を整備することが求められている。

国においては、令和 5（2023）年 3 月に「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」（COCOLO プラン）を取りまとめ、不登校対策の一層の充実に取り組むとし、学びの多様化学校や校内教育支援センターの設置等を推進するほか、不登校児童生徒の個々のニーズに応じた受け皿を整備するために、令和 5 年 11 月に通知された「不登校の児童生徒等への支援の充実にについて」においても、NPO やフリースクール等の民間施設との連携の重要性についても言及している。

しかしながら、フリースクールの運営団体からは、経済的な理由からフリースクールを利用できない児童生徒がいることや、フリースクールにおいて学習支援・進路相談を受けた日数が指導要録上の出席扱いとされない事例があるとの指摘がある。また、安定した運営のための支援を求める声もあり、学びたいと思った児童生徒が誰でも落ち着いた空間で学習・生活できる環境が学校内外にあり、加えて児童生徒の学習等の成果を適切に評価し、支援する体制が必要である。

また、現在全国の一部学校内において実施している、学校における校内教育支援センター（別室）を運営する専任加配教員の指導による成果が一定見られているところである。

以上を踏まえ、不登校児童生徒にとって多様な学びの場や居場所を確保できるように、次のとおり提言する。

- ・フリースクール等の学校以外の多様な学びの場や居場所を充実させるとともに、学校以外の施設において一定の要件を満たした場合に出席扱いとする取組を推進し、あわせて必要な財政措置を講じること。
- ・不登校児童生徒への支援を行う民間施設等に関する支援の考え方について整理すること。
- ・学校において校内教育支援センター（別室）を運営する専任の人材を全小中学校に標準的に配置すべき職として位置づけ、財政支援を拡充すること。

令和6年12月

近畿ブロック知事会

福井県知事	杉	本	達	治
三重県知事	一	見	勝	之
滋賀県知事	三	日	大	造
京都府知事	西	脇	隆	俊
大阪府知事	吉	村	洋	文
兵庫県知事	齋	藤	元	彦
奈良県知事	山	下		真
和歌山県知事	岸	本	周	平
鳥取県知事	平	井	伸	治
徳島県知事	後	藤田	正	純